

愛別町森林整備計画

計画期間

自 平成 31 年 4 月 1 日

至 令和 11 年 3 月 31 日

(令和5年4月1日変更)

愛別町

計画変更の理由と始期

1 変更理由

次の理由により愛別町森林整備計画を変更する。

- (1) 地域森林計画に適合させるためによる。
- (2) 木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域の追加による。
- (3) 概要図の変更及び追加による。
- (4) 文言等の修正による。

2 変更始期

令和5年4月1日から適用する。

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
地域の目指すべき森林資源の姿
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
 - （1）人工造林の対象樹種
 - （2）人工造林の標準的な方法
 - （3）伐採跡地の人工造林をすべき期間
 - 2 天然更新に関する事項
 - （1）天然更新の対象樹種
 - （2）天然更新の標準的な方法
 - （3）伐採跡地の天然更新をすべき期間
 - （4）天然更新補助作業の標準的な方法
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
 - （1）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準
 - （2）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - （1）造林の対象樹種
 - （2）生育し得る最大の立木の本数として想定される本数
 - 5 その他必要な事項
- #### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - 2 保育の種類別の標準的な方法
 - （1）下刈

- (2) 除伐
- (3) つる伐り
- 3 その他必要な事項
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）
 - (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - (1) 区域の設定
 - (2) 施業の方法
 - 3 その他必要な事項
 - (1) 水資源保全ゾーン
 - (2) 生物多様性ゾーン
- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策
 - 3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 - 5 林産物の利用の促進のための整備に関する方針
 - 6 その他必要な事項
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - 4 その他必要な事項
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - (1) 路網密度の水準及び作業システム

- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
 - (1) 基幹路網に関する事項
 - (2) 細部路網に関する事項
 - (3) 基幹路網の維持管理に関する事項
- 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - (1) 人材の育成・確保
 - (2) 林業事業体の経営体質強化
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - (1) 林業機械化の促進方向
 - (2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標
 - (3) 林業機械化の促進方策
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- Ⅲ 森林の保護に関する事項
 - 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - (1) 区域の設定
 - (2) 鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
 - 第2 森林病虫害の駆除及び防除、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法
 - (2) その他
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項
 - (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
 - (2) その他
- Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 森林整備を通じた地域振興に関する事項
 - (1) 公共建築物における地域材の利用の促進に関する事項
 - (2) 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進に関する事項
- 3 森林の総合利用の推進に関する事項
- 4 住民参加による森林の整備に関する事項
 - (1) 地域住民の理解の促進
 - (2) 地域住民参加による取組に関する事項
 - (3) 上下流連携による取組に関する事項
 - (4) 青少年の学習機会の確保に関する事項
- 5 その他必要な事項
 - (1) 特定保安林の整備に関する事項
 - (2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法
 - (3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項
 - (4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林等の区域

別表3 鳥獣害防止森林区域指定箇所

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町の総面積は 25,013ha で、森林に恵まれており、森林面積は 20,567ha で、総面積の 82%を占めています。民有林面積は、6,630ha で、その内訳は一般民有林 5,814ha、道有林 816ha となっています。一般民有林の内カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は 1,973ha であり人工林率 34%となっています。

人工林齢級構成では、7～10 齢級の林分が 1,414ha で人工林の 72%を占めているため、今後、主伐、造林、保育、間伐を適正に実施していくことが重要となっています。

本町の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには、大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯まで多様性に富んだ林分構成になっており、また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっています。

豊里地区の一部については、比較的地盤が軟らかい砂利層で構成されている地帯があり、土砂の崩壊や流出を防ぐためにも、山地災害防止機能の高い森林の整備が求められています。

愛別地区は戦後カラマツの造林が盛んに行われており、齢級構成も他の地区から比べて高く、伐期を迎える林分も多く存在することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要です。

町内の林業事業体は、愛別町森林組合と造材会社がそれぞれ 1 社ずつありますが、林業従事者の就労を確保するために年間を通した森林整備事業の確保が重要となります。

特に、地域民有林の森林整備の中心的な役割と、山村地域の雇用の受け皿として重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実、森林整備事業の拡大を図り地域の中核となる森林組合の育成に努めるものとします。

地域の森林・林業、木材産業等から生産される木材については、木材自給率の向上を図るためには地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が必要です。

地材地消の推進にあたっては、住宅用建築材をはじめ公共施設への木材利用や森林バイオマスへの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進し、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や林業事業体の体質強化を推進します。

森林に対する地域住民のニーズは多様化しており、地域住民の理解と協力のもと住民のニーズに応じた多様な森林整備を進めることが重要です。このため、森林に対する多様なニーズを適確に把握し、インターネット等を利用して住民が理解のしやすい形での公表や森林整備などへの住民参加により、住民の意見等を反映していくものとします。様々な体験活動を通じて森林とかかわる森林利用を実施するためにも、森林所有者の理解と協力を得ながら開かれた森林を確保し体験活動に適した整備を進めるとともに、教育、福祉、保健等の分野とも連携し、森林教育環境や健康づくり等への森林利用を推進していくものとします。

2 森林整備の基本方針

地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性及び地球温暖化に伴い集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するものとします。

森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を勘案し、それぞれの森林の特性を発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養機能の維持増進を図る森林については「水源涵養林」、山地災害防止機能や土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林については「生活環境保全林」、保健文化機能の維持増進を図る森林については「保健文化機能等維持林」を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原

則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源 ^{かん} 涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。

山地災害防止機能/土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施策を推進する。 また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 なお、史跡、名景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
---	--------------------	---	---

保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
			保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林。	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であつ	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等

		て、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
--	--	--------------------------	---

長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模の森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村及び国有林等、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、施業集約化等による森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

森林施業の合理化に関する事項の推進にあたっては、地域の関係者が連携し森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域エネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材受給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むものとします。

森林所有者との長期受委託による施業を推進するため、森林施業プランナーによる施業内容やコスト等を明示する提案型施業の普及及び定着を促進します。今後、間伐等の適切な整備及び保全や施業の受委託を推進するための条件整備として、境界の確認等により適切な森林管理を進めるものとします。

森林整備に不可欠な林業従事者の確保については、新規的林業従事者に対して専門的な知識を有する技術者の養成、高性能林業機械のオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成のため、各種研修会を開催し林業への新規参入や就労の長期化を促進することとします。

路網の整備は、既設の林道や作業路等の配置、想定される作業工程や作業体型と利用期間、機械化の状況を踏まえるとともに、植生や景観に配慮した路線計画や工法により、既設の林道や作業路等と適切に組み合わせた効率的な路網の配置とします。将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、高性能林業機械による低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に、グラップル、ハーベスタ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網を整備するものとします。

地域材の需要拡大を推進するため、地材地消の推進が重要です。地材地消の推進にあたっては、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」に即して公共事業において積極的に木材・木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ森林バイオマスイエネルギーの導入など、幅広い用途での地域材の利用を促進し、地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化のため共同で利用できる山土場、ストックポイント等原木流通施設の整備を行い、流通ロットの拡大や原木供給の安定化や効率化等を図ります。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、愛別町内の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特長などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案するものとします。

- (2) 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

- (4) 複層林施業の主伐に当たっては、上層林の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。

3 その他必要な事項

ア 林地の保全及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

イ 次の地域は、林地崩壊や流木被害、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わない

よう努めるものとします。

a 健全な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地等

b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石礫地、沢沿い等

c 野生動物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺水辺林等

ウ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の原因になることから、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を集材路に限定するなどにより、残存木への損傷を少なくする作業に努めるものとします。

エ 伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流失防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を設置するなど、侵食防止に努めるものとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬期間に行うなど時期や方法に配慮するものとします。

また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流失して流木被害の要因とならないように十分に留意するものとします。

オ 特色ある森林景観や野生生物の生育・生育環境の保存に配慮した伐採を行うものとします。

特に、クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカ等の希少鳥類について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

カ 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

I 2 森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造

林をすることとします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌などの自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用等を勘案し選定するものとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に、河畔沿いについては河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定するものとします。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、アカエゾマツ、グイマツ、カンバ類、ミズナラ、ヤチダモ、その他郷土樹種	

* なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入または維持する森林

寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木、保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新による裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うものとします。

地拵は、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況を考慮したうえで、全刈又は筋刈により行うものとしま

す。

植え付け時期は、春又は秋植としますが、乾燥時期を避け必要に応じて植穴大きくして植え付けなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるような行うものとします。

植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既住の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討するものとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的活用により植栽本数の低減を検討するものとします。

〔植栽本数〕

単位 本/ha

仕立ての方法	樹 種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,500
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

【植栽時期】

植栽時期	樹 種	植 栽 期 間
春 植	トドマツ、アカエゾマツ	4月初旬 ～ 6月中旬
	カラマツ、その他	4月初旬 ～ 5月下旬
秋 植	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬 ～ 11月中旬
	カラマツ、その他	9月上旬 ～ 11月下旬

イ 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合には、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

愛別町のカラマツ林で材積率 30% の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする

↓

愛別町森林整備計画で示すカラマツの標準的な植栽本数が 2,000 本とすると

$$2,000 \times 0.3 = 600$$

となり、カラマツはおおむね 600 本以上を植栽することになります。

ウ 効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとします。

エ コンテナ苗の植栽時期については、第 2 の (2) の (ア) の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地においての人工造林をすべき期間については、次のとおりとします。

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は 2 の (3) によることとします。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽の強い樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木天然林(注1)の稚幼樹等(注2)が幼齢林(注3)にあっては、成立本数が立木度(注4)3以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切り株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林にあっては成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新の完了の判断基準について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1)「高木天然林」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)(注6)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。なお、伐採後5年を計画した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、天然更新完了基準書の制定について(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課

長通知)によるものとします。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の立木の本数} / \text{当該林分の期待成立本数} \times 10$$

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6)「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300 本/ha
中層	3,300 本/ha
下層	10,000 本/ha

針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）

階層	期待成立本数
上層（カラマツ）	300 本/ha
上層（その他の針葉樹）	600 本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、林冠が大きく成長した壮齡林、老齡林（天然林の標準伐期齡）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業または植栽により更新を行うこととします。

(4) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期(6～8月)を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込みを行うこととします。いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、

必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

① 気象、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 該当なし

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採中止又は造林のすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

① 人工造林の場合

第 2 の 1 の (1) による。

② 天然更新の場合

第 2 の 2 の (1) による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地

における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めます。

5 その他必要な事項

- (1) 土砂流失が懸念される急傾斜地等で地拵を行う場合は、全刈を避け、刈払の方向や枝条等の置き場に十分留意するものとします。
- (2) 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど、林地流動化の取り組みを通じて伐採跡地への植林を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

- (1) 間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うものとします。
- (2) 間伐に当たっては、森林資源の資質向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構成が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意するものとします。
- (3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列条間伐を推進することとします。

主要樹種ごとの標準的な間伐の時期

樹 種	施業体系	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初 回	2 回	3 回	4 回	5 回	
カラマツ 【グイマツとの交配種を含む】	植栽本数： 2,000本/ha 仕立て方法： 中庸仕立て 主伐時の設定： 350本/ha	15	23	32	41	—	選木方法： 定性及び列状 間伐率：20～35% 間伐間隔年数標準伐期齢未満：8年 標準伐期齢以上：9年
トドマツ	植栽本数： 2,000本/ha 仕立て方法： 中庸仕立て 主伐時の設定： 400本/ha	16	23	30	37	—	選木方法： 定性及び列状 間伐率：20～35% 間伐間隔年数標準伐期齢未満：7年
アカエゾマツ	植栽本数： 2,000本/ha 仕立て方法： 中庸仕立て 主伐時の設定： 400本/ha	23	31	39	47	58	選木方法： 定性及び列状 間伐率：20～35% 間伐間隔年数標準伐期齢未満：8年

※「カラマツ間伐施業指針（北海道林務部監修）」及び「トドマツ人工林間伐の手引き（北海道林務部監修）」、「アカエゾマツ人工林施業の手引（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

※植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意すること。

2 保育の種類別の標準的な方法

（1）下刈

下刈は、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとして、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

(2) 除伐

除伐は、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種など、育成対象となる林木と競合し成長を妨げるものを除去することとします。造林樹種以外であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とするものとします。

(3) つる切り

つる切りは、育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐とあわせて行うことを基本とし、つる類の繁茂状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

【下刈】

樹 種	年 時期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春	①	②	②	①						
	秋		②	②	①	①					
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		
アカエゾマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①

【除伐】

樹 種	年 時期	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春			△							
	秋				△						
トドマツ	春				△						
	秋					△					
アカエゾマツ	春							△			
	秋								△		

注) カラマツには、グイマツ【グイマツとの交配種を含】を含む。

①：下刈 1 回刈 ②：下刈 2 回刈 △：つる切り、除伐

3 その他必要な事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流失を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置付け、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

生物多様性の保全は、伐採や自然のかく乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や多様な樹種から構成される森林が相互に関係して機能が発揮されることから、全ての森林において機能の発揮が期待されています。その中で、特に原生的な森林生態系を構成している森林や、希少な野生生物が生息・生育する森林、生態系の配慮が求められる水辺林など属地的に機能の発揮を期待するものについては、生物多様性ゾーンの区域とします。

生物多様性ゾーンの設定により生物多様性の保全を重視する森林については、野生生物の生息や希少な植生の生育地に配慮し、森林の減少や分断を防ぎ、広域的な観点から、森林の連続性と野生生物の共存に配慮した回廊状の森林が確保されるよう努めることとします。

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水として重要なため池、遊水池、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養能力の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①区域の設定

ア 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流失防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止、土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 快適な環境の形成の機能維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

ウ 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の

維持増進を図る森林（保健・文化機能維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地区及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表 1 のとおり定めます。

②森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採する裸地の縮小並びに分散を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業・美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るため森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとした上で、一部を皆伐することを可能とし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね 2 倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表 2 のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について別表 1 のとおり設定することとします。このうち、林

地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

(2) 施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系		
	主伐時期の目安	仕立目標	(参考) 主伐時期の平均直径
カラマツ 【グイマツとの 交配種を含む】	50 年	中庸仕立	38 c m
トドマツ	50 年	中庸仕立	30 c m
アカエゾマツ	75 年	中庸仕立	30 c m

3 その他必要な事項

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

該当なし

イ 森林施業の方法

該当なし

(2) 生物多様性ゾーン

ア 区域の設定

該当なし

イ 森林施業の方法

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の森林所有者は、5 ha 以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の 86%と大半を占めています。また、当町の一般民有林のうち、32%は、トドマツ、カラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、愛別町森林組合及びその他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内(5年間)において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・管理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、愛別町を介して林業経営意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、愛別町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

なお、意向調査については森林調査簿や林地台帳を基に、経営管理が行われていないと思われる森林を対象として、実施するよう努めるものとします。

5 林産物の利用の促進のための整備に関する方針

地域の森林・林業・木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。特に、本計画区は、豊富な森林資源を背景に、木材・木製品・パルプ・製紙業などの木材関連産業が発達しており、地域の基幹産業となっ

ていることから、地材地消の取り組みを推進することにより、地域の活性化につながることを期待できます。このため、地材地消に向けた町民への普及啓発活動や、工務店、設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めます。

また、地材地消の推進に当たっては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成 23 年 3 月策定）に即して公共建築等において積極的に木材、木製品を利用するほか、商用施設・一般住宅建築材や家具・木製品などへの地域材利用を促進します。また、木質バイオマスを農業用資材や熱・電気のエネルギー源として利用するなど、地域の需要にあった幅広い用途への利用を促進します。このような、需要に対し地域材を安定的に供給するため、地域関係者で一体となって森林資源の保続に努めるとともに、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進します。

6 その他必要な事項

該当なし

第 6 森林施業の共同化の促進に関する事項

国の「森林・林業基本計画」では、適正かつ効率的な森林整備の実施のため、林業事業体に関する情報の登録・公表や評価する仕組みの導入を推進すること、また、北海道では、伐採跡地の増加、粗雑な施業が見受けられること及び労働災害等の発生率が高いことが課題となっています。

このため、北海道では、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されました。

愛別町においても、本制度周知・活用し、森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、明確かつ客観的な事業体情報に基づいて事業実施者を選択することができるようになるとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図ります。

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者は 5 ha 未満の小規模な森林所有が多く、森林施業を計画的、重点的に行うために町、森林組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業の集約化を図っていくこととします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を推進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。

このため、市町村及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るものとします。

また、共同化をより確実に進めるため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結の促進を図ります。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の事項に留意することに努めることとします。

ア 共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。

イ 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。

ウ 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路線
緩傾斜地（ 0° ～ 15° ）	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地（ 15° ～ 30° ）	車両系作業システム	85 以上	25 以上
急傾斜地（ 30° ～ ）	架線系作業システム	20<15> 以上	20<15> 以上

（注 1）『車両系作業システム』とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。

（注 2）『架線系作業システム』とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用。

（注 3）『急傾斜地』の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際を目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じた一定規模以上の事業量の安定的な確保や機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に、作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材行程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ傾斜等に応じた密度により配置することとします。

傾斜区分	伐 倒	集材《木寄せ》	造 材	巻立て
急傾斜	チェーンソー	スイングヤーダ 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
中傾斜	チェーンソー	トラクタ 【全幹集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
緩傾斜	フェラーバンチャ	トラクタ 【全幹集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
		スキッダ 【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	《グラップルローダ》
緩傾斜	ハーベスタ	トラクタ 【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ)
	ハーベスタ	フォワーダ 【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)

* () は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

* 【 】 は、集材方法

* 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹集材）を活用している事例がある。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)を次のとおり設定します。

路網整備等 推進区域名	面 積	開設予定 路線	開設予定 延長	対図番号	備 考

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け林野道第 107 号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 24 日付け 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日付け森林第 1280 号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

(2) 細部路網に関する事項

持続的に使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日付け森整第 1219 号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(3) 基幹路線の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

4 その他必要な事項

山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備等その他森林の整備のために必要な施設の整備し、適切に管理します。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林の整備及び保全に不可欠な林業労働力を安定的に確保するためには、就労相談から定着支援までの一貫した取組が必要です。

このため、労働条件の改善に努めるとともに、就労環境や、各種支援、助成制度、就労に欠かせない住宅などの生活基盤等の情報を地域の情報紙やインターネット等を活用し発信するなどUJIターン者をはじめ、林業就労に意欲を有する若年層の林業従事者の確保を図りつつその受け皿となる林業事業体の経営体質強化を推進するものとします

(1) 人材の育成・確保

新規の林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図るものとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者に対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援します。

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや、林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め、経営の体質強化、高度化を促進するものとします。

特に地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めるものとします。

林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択できるようにするとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組むこととします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事

項

(1) 林業機械化の促進方向

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、緩傾斜地における林内作業では、チェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタによる伐倒・枝払い・玉切り作業とフォワーダによる単幹集材作業のシステムを活用するなど、高性能林業機械による効率的な作業システムの普及及び定着を図ります。

また、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取り組むものとします。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現 状 (参考)	将 来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ フェラーバンチャ
造 材		チェーンソー プロセッサ	チェーンソー プロセッサ ハーベスタ
集 材		トラクタ	トラクタ フォワーダ
造林 保育等	地拵 下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機
	枝打ち	人力	人力 リモコン自動枝打ち機

(3) 林業機械化の促進方策

本町の森林所有者等は小規模所有が多く、林家個人での機械化は困難であります。

従って、林業の担い手である森林組合への施業委託の推進を図ることにより、資本の整備や執行体制の強化及び作業班の強化等事業実施体制を整備し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を図るため、高性能林業機械の導入を促進することとします。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

- (1) 地域の森林・林業、木材産業等の安定化を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が必要です。このため、地域材の利用に向けて、消費者への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取組みます。

また、地材地消の推進に当たっては、住宅用建築材をはじめ、公共施設等への木材・木製品の利用や、森林バイオマスの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するものとします。

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、本町が策定した「愛別町地域材利用推進方針」（平成 25 年 7 月 1 日策定）に即して、町は、自ら率先して公共建築物における地域材の利用に努めるとともに、推進方針に基づく公共建築物における地域材の利用促進に向けた措置の実施状況を明らかにし、公共建築物及び公共建築物以外の建築物等における地域材の利用のより効果的な促進に努めるものとします。

- (2) 新しい需要分野の開拓を進めるとともに、消費者ニーズを把握し、それらに対応した加工技術や高度利用技術の開発など、木材加工の高度化を促進することとし、地域材を利用した新製品・新デザイン・新技術の開発を促進します。

また、木材産業が輸入材製品や非木質系資材に対抗した競争力を持つために、地域の森林資源や木材需給の変化に対応し、木材産業の合理化と加工コストの低減を図り、価格競争力を高める必要があります。このため、地域の人工林材などを加工する施設におけるコストの低減を図るとともに地域材の需要拡大を推進します。

今後、木材産業の経営基盤を一層高めるため、川上から川下までの更なる連携の強化や、経営の改善・合理化を進めるとともに、必要に応じて他業種との機能分担を強めるなどの協業化を推進します。

(3) 木質バイオマスの利用促進

地域産業の振興や二酸化炭素排出量の削減の観点から、林地未利用材等の木質バイオマスの有効利用を促進することとします。

特に、地域の需要動向等を踏まえ、林地未利用材の収集を推進する必要がある場合は、上川町・愛別町の関係者で構成する「上川町地域資源利活用推進協議会」と連携を図り、地域関係者が連携して需給情報の共同化、集荷の低コスト化を図り安定的な供給に努めることとします。

4 その他必要な事項

本町の主要産業である農林業の低迷等から就業の場が限られたものとなっており、今後、経済の活性化を図っていくためにも新たな産業の育成等を通じて、就業の機会の創設・確保を図ることが必要です。

また、農山村地域の特性を活かしながら都市との共生・対流の促進を図っていく必要があります。

このため、地域資源を活用した新たな産業の育成、就業の場の創出を関係者等が一体となって検討し取り組んで行くように努めます。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置などにより、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を適確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。特に、現在・過去において諸被害にあった場所においては、同一樹種・同一林齢の人工林を大面積に造成することを避け、多様な樹種・林齢による人工林の造成や天然林をバランスよく残すこと等によりリスクの低減を図ることとします。

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる措置を実施すべき森林を林班単位で別表3のとおり定めます。また区域は必要に応じ、試

験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせを推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。

(関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画)

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に

当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び防除、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期除去に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急的に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害被害の早期発見、早期除去のため、町と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応するとともに、林業関係者以外の地域住民等も日常生活のなかで森林に気軽に触れ合いそして森林に目を向けるような環境整備を進めるなど多くの人が森林の異変に気付くよう森林の普及啓発等に努めるものとします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

(1) エゾヤチネズミによる食害を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策を実施することとします。

(2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

(3) 森林の保護に当たっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然林に誘導するなど、野

生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置するものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除や造林のための地拵等のために火入れを実施する場合にあっては、火入れ地周辺における防火線の設置や実施面積に応じた火入れ従事者や消火器材の設置、また適切な実施期間の設定や天候判断など林野火災等最悪の事態にならないよう十分留意し実施することとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林特になし

ただし、森林病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

①気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設ける等の防止対策に努めます。

②森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地等の利用者の入り込みが多い地域、山火事等の

発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、林業関係者が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うものとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域を設定するものとします。

また、区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定するものとします。

なお、保健機能森林の区域の設定に当たっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めるものとします。

また、次の森林については、保健機能森林の区域には含めないものとします。

- ・ 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び北海道自然環境等保全条例に基づく自然環境保護全地域特別地区内の森林
- ・ 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- ・ 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残地もしくは造成された森林

保健機能森林について、保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう次の区域を設定するものとします。

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積					備 考
地 区	林小班	合 計	人工林	天然林	無立木地	その他	
	該当なし						

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、当町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- ・森林経営計画の記載内容に関する事項
- ・森林法施行規則第33条第1項第1号のロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
愛別町	1～34, 36, 37, 39, 40～43	5,814

- ・Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ・Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ・Ⅱの第5の3の森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ・Ⅲの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、国の基本方針に則

して、北海道内の森林から算出され、道内で加工された木材を「地域材」と定義し、当町においては、次のように公共建築物における地域材の利用を可能な限り検討し促進して行くと共に、必要に応じて、公共建築物以外の建築物等へも利用の促進を図りこととします。

(1) 公共建築物における地域材の利用の促進に関する事項

- ・ 建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物について、積極的に木造化により地域材を促進します
- ・ 木造化が困難な場合でも内装等の木質化、備品や消耗品としての地域材製品の開発や利用、森林バイオマスの利用を促進します

(2) 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進に関する事項

- ・ 住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進に努めます。
- ・ 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用を推進し、景観等に配慮が必要な場所では木製ガードレールなどの推進に努めます。
- ・ 畜舎やエゾシカ進入防止柵など農業用施設での地域材の推進に努めます。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

森林に対する住民ニーズは高度・多様化しており、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備を森林所有者等の理解と協力のもとに推進するものとします。

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民の理解の促進

森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を促進するためには、身近な森林に対する関心を高めることが必要です。このことから、地域の情報紙やポスター、テレビ、インターネット等のマスメディアを積極的に活用し、身近な森林や森林づくり活動、森林のはたらき、森林に生息・生育する野生動物に関する情報の提供に努めるものとします。

(2) 地域住民参加による取組に関する事項

北海道森林づくり条例の基本理念の一つである「道民、森林所有者、事業者及び道の適切な役割分担を通じた協働による森林づくり」を進めるためには、市町村においても森林の整備・保全及び利用に関わる森林所有者及び事業者のみならず、森林の有する多面的機能の効用を享受している地域住民の森林の整備・保全及び利用に対する理解が不可欠です。このことから、次のとおり、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」の取組を通じて森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解の促進に努めるものとし、地域林業の指導的立場である指導林家や林業グループ、NPO 法人、森林ボランティア組織、木育マイスター等との連携を図り、木育教室等の開催など森林や木材とのふれあい機会を提供します。

森林とのふれあいを実りあるものにするためには、山林での事故防止に努めることが大切です。

このことから、山火事予防や林道での交通事故防止をこころがけ、遭難やヒグマとの接触を避けるための方法など、入林者に対するマナーやルールの普及啓発に努めるものとします。

(3) 上下流連携による取組に関する事項

石狩川は本町をはじめ下流の市町村の水源として重要な役割を果たしています。このようなことから、森林所有者等の理解と協力を得ながら、下流の住民等に水源の森林造成に参加してもらうように働き掛け、森林の整備に対する理解の促進に努めるものとします。

(4) 青少年の学習機会の確保に関する事項

将来にわたって森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を得ていくためには、子供の頃から森林や木材に触れ親しむとともに、学校教育等の現場で森林や木材に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要です。このことから、子供の頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む取組みである「木育」を進めるものとします。

5 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

(2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととしています。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

該当なし

イ 自然公園特別地域内における森林

該当なし

ウ その他の制限林

該当なし

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

該当なし

別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

1 共通のゾーニング

【一般民有林】

区 分	森林の区分		面 積 (h a)
	林 班	小 班	
水源涵養林	1	全 域	165.40
	2	全 域	108.00
	10	全 域	79.16
	11	全 域	152.95
	12	全 域	241.81
	13	全 域	72.08
	14	全 域	102.04
	15	全 域	148.78
	16	全 域	158.50
	17	全 域	202.24
	18	1～11, 13, 14, 16～18, 20～29, 32～36, 38～47, 49～56, 58～69, 72～82, 85～98, 101～105, 113	132.21
	19	全 域	245.76
	20	全 域	212.05
	21	全 域	187.31
	22	全 域	139.20
	23	全 域	65.44
	25	全 域	213.53
	26	全 域	174.21
	27	全 域	193.94
	28	全 域	102.16
	29	全 域	94.84
	30	全 域	140.96
	31	全 域	122.88
	32	全 域	167.23
	33	全 域	171.32

水源涵養林	34	全 域	71.39
	37	1, 3, 13～30, 38, 39, 41～44, 48～81, 83, 85, 87～90	134.68
	39	全 域	73.48
	40	全 域	154.72
	41	全 域	180.10
	42	1, 4～14, 17～31, 33～37, 39～51, 53～58, 60～69, 72, 74, 75, 77, 78, 80～82, 84～95, 97～100, 105～108, 110～114, 116, 117	103.33
	43	全 域	97.79
山地災害防止林	18	112	0.54
	36	全 域	32.45
	37	2, 4～12, 31～35, 37, 40, 45, 46, 92, 93	79.82
	42	2, 38, 52, 71, 73, 76, 83, 101, 102	1.87
生活環境保全林	18	112	0.54
	36	全 域	32.45
	37	2, 4～12, 31～35, 37, 40, 45, 46, 92, 93	79.82
	42	2, 38, 52, 71, 73, 76, 83, 101, 102	1.87
保健・文化機能等維持林		該当なし	

木材等生産林	1	1, 2, 6, 11, 13~16, 26~30, 32, 33, 37, 38, 40, 44~46, 48, 50, 51, 53, 85, 87, 91~93, 97~109, 115, 132, 134, 136, 141, 145, 146, 149, 150, 152, 153, 158, 161, 162, 165, 168~173, 175~177, 179, 180, 183~191, 193~195, 197~199, 203, 207, 209, 211, 212, 214	52.81
	3	全 域	97.47
	4	全 域	117.44
	5	全 域	93.13
	6	全 域	46.28
	7	全 域	159.86
	8	全 域	74.99
	9	全 域	131.83
	11	2, 3, 7, 10~14, 19, 20, 26, 28~32, 34, 36~38, 40, 46~48, 54, 63~65, 72, 75, 76, 79, 80, 82, 83, 85, 88~97, 101, 105, 108, 110, 111, 114~117, 119, 121, 124~126, 128, 129, 132, 134, 137, 139, 141, 142, 145, 148, 149, 151, 157, 158, 168, 178, 180	69.41
	12	2, 3, 8, 11, 13, 14, 17, 18, 20, 21, 23~25, 29, 31, 39, 40, 52, 55~70, 73~76, 132, 141~143, 145~149	60.60
	13	20, 21, 30, 31, 43~46 を除く 全域	62.36
	14	12~19, 21, 23, 24, 27, 28, 30, 31, 33~36, 39~59, 61, 62, 64~66, 70, 74~76	34.76
	15	1, 2, 5, 12~14, 16, 18, 21~24, 26, 28, 29, 31~34, 36, 38~43, 45, 46, 49, 50, 52	75.76
	17	11, 13~18, 20, 22, 23, 25, 29, 35, 38, 41, 42, 46, 52, 60, 61, 63	14.68
	18	4, 6~8, 10, 13, 14, 17, 20, 22~25, 27, 32~35, 44, 63, 65, 66, 72, 74~82, 88, 89, 93, 94, 102, 104	34.51

木材等生産林	19	1, 9, 10, 12~17, 21, 24~27, 29, 30, 33, 34, 36, 37, 42, 43, 45~49, 51~54, 56~63, 66~73, 76~78, 83, 91, 100, 101, 104, 107, 108, 110~116, 118~122, 124, 126~128, 130~142, 144~150, 152~155, 157, 158, 161, 163, 165~171, 175, 177~180, 184~186, 189, 190, 192, 194~196, 204, 205, 226, 227, 232, 238, 241, 243, 244, 246, 247, 250~252, 258, 259, 261, 262, 271, 274, 276~281, 295, 297, 298, 301, 302, 305, 309, 310, 312, 319, 320, 323, 324, 326, 330, 334, 336, 337, 340, 341, 343, 348	121. 43
	20	1~3, 6, 7, 9~15, 17~19, 21, 32, 35, 47, 49, 50, 59, 61~64, 66~68, 70~72, 74, 76~80, 82~84, 87, 90~94, 103, 104, 107, 112, 122, 129, 133, 141, 143, 149, 153~159, 170, 180, 181	69. 90
	21	4, 14	3. 00
	22	9, 14, 20	0. 48
	24	全 域	368. 74
	25	7, 13, 17, 24, 29, 30, 32, 33, 35, 36, 38~43, 45, 47, 55, 56, 59, 62, 65~68, 70, 72, 77, 79, 82, 83, 85, 87, 101, 107, 110, 112, 120~123	51. 58
	26	4, 5, 7, 8, 17, 18, 20, 22, 23, 25~30, 32~35, 37, 42, 46, 48~51, 58, 60, 62, 64~68, 72, 76, 79, 84	49. 21

木材等生産林	27	7～9, 11, 12, 14, 15, 17, 18, 23～26, 32, 33, 36, 39, 43～54, 57, 58, 60～63, 65, 66, 70, 71, 73～76, 78, 79, 81, 82, 84, 86～88, 90, 92～94, 97～101, 104, 111, 112, 117, 118, 121, 126～132, 134, 136, 137, 140～142, 145～147, 149, 151～154, 156～172, 174～186, 189, 192, 194, 202, 205, 208, 211, 215, 217, 223～227, 230, 232	104.55
	28	2, 3, 6, 7～11, 14～16, 18, 22, 28, 37～40, 42, 43, 46～48, 52～56, 61, 62, 67～69, 71, 73, 74, 75～77, 79～83, 86, 90, 95, 104	48.68
	29	2, 3, 5～9, 12, 15, 17, 18, 21～26, 30, 35, 37～40, 44, 46～48, 50, 52～54, 62～67, 69～72, 74～77, 80～82, 84, 90, 91, 93, 95, 96, 98, 99, 102, 104～106, 108, 109, 111, 114, 116, 117	42.02
	30	4, 5, 10, 11, 24～27, 30～32, 35～38, 40～51, 53～55, 60, 63～67, 71, 73, 75～79, 81～83, 85, 86, 90, 91, 93, 94, 96, 101～103, 105, 106, 119, 124, 125, 127, 128, 131, 137	64.24
	32	8, 19, 25, 27, 29, 31, 37, 39, 41, 46, 48, 50, 52, 59, 60, 62, 64, 69～73, 76, 78, 81～84, 87～89, 92～95	49.60
	33	5, 15～17, 20, 21, 23, 24, 39, 45, 49, 51～58, 62, 64～67, 69～71, 75, 76, 78, 86～88, 90, 91, 97	37.02
	37	1, 13, 14, 18, 19, 24, 39, 42, 49～52, 54, 55, 58, 59, 62～64, 70, 77～79	29.28
	39	11, 14, 15, 17～19, 22, 23, 26～28, 33, 54～56, 58, 59, 81～87, 93, 99	15.44

木材等生産林	40	4, 5, 11~14, 16, 17, 19~21, 26~31, 34, 36, 38~41, 47, 53~58, 60~62, 68, 71~73, 76, 77, 89, 91, 93~96, 104, 109, 114~116, 119, 123, 128, 130~136, 138~140, 145~147, 149, 154, 157, 159, 160, 164, 165, 178, 179, 184	48.31
	41	4, 5, 8~11, 13, 15~17, 21, 22, 24~27, 29, 34, 35, 37~40, 42, 44, 45, 48, 50~52, 56~60, 62, 64~66, 68, 72~74, 78, 80~84, 86, 88, 90~93, 95, 98, 101, 105, 106, 108, 114~116, 118, 121, 122, 124, 128, 132~136, 138~143, 145~151, 153~158, 160, 162~166, 170, 172, 175, 182~184, 189, 190	100.10
	42	5, 6, 8, 10, 17, 21, 23, 25~28, 30, 34~35, 39, 41, 44, 45, 48, 51, 53, 57, 61, 63, 64, 66~68, 74, 75, 77, 82, 84~89, 91~93, 95, 99, 105, 111, 114, 117	34.08
特に効率的な施業が可能な森林	1	1, 2, 6, 11, 13~16, 26~30, 32, 33, 37, 38, 40, 44~46, 48, 50, 51, 53, 85, 87, 91~93, 97~109, 115, 132, 134, 136, 141, 145, 146, 149, 150, 152, 153, 158, 161, 162, 165, 168~173, 175~177, 179, 180, 183~191, 193~195, 197~199, 203, 207, 209, 211, 212, 214	52.81
	3	1, 4, 6~9, 11, 13~16, 25, 28, 30~33, 35, 36, 40~43, 48, 49, 52, 55, 56, 58~61, 70~72, 79~82	47.23
	4	1, 2, 5~8, 11, 14, 17~19, 21, 34, 36, 38~42, 49, 50, 60	16.80
	5	1, 2, 5~16, 18, 19, 21~27, 29, 30, 32~34, 36~41, 44~48, 52, 53, 55, 56, 58~60, 66, 68~73, 75, 79~81, 84, 86, 87, 90, 91, 93~98, 101~104, 107, 115	65.61

特に効率的な施業が可能な森林	6	3, 5, 6, 9~12, 15, 20~23, 25, 31, 34~38, 40~44, 46, 49, 54, 55, 57, 60~66, 68, 70, 72, 74, 75, 78, 80~84, 86~89, 92~94, 128, 129, 132, 133, 135~137, 139	30.32
	7	2~5, 7~9, 12~14, 17, 19~22, 25~27, 29, 30, 32, 33, 35~46, 48, 50~52, 54~60, 63, 65~68, 71, 72, 74, 75, 77~83, 90, 93, 97~99, 101~103, 106, 107, 109, 110, 113, 116~118, 120~123, 129~131, 134, 136~138, 140~142, 145, 149~151, 155, 161, 163~170, 174, 176, 186, 187, 189, 192, 193, 198, 200~204, 206~208, 210, 212, 214, 215, 217~219, 222~224, 226, 230, 231, 236, 237, 239~245, 247~249, 251~253, 255~258, 260, 261, 264~266, 268, 269, 271, 274, 276, 283, 286~289, 292, 295, 297~299, 301, 306, 307, 309~311, 313~316	108.93
	8	3~9, 12, 14~20, 23~25, 29~32, 37, 39~42, 45, 47~50, 53~56, 59, 61, 64~67, 69~72, 77, 80~82, 84, 86~92, 95~98, 100~104, 107, 108, 112~114, 119~128, 130, 131, 137, 138, 141~147, 149~151, 153	40.04
	9	2, 7, 8, 11, 13, 14, 16, 18~20, 22~26, 28~40, 43, 45~47, 49~52, 54, 55, 57~59, 62~69, 72~74, 76, 81~88, 90~99, 102, 104, 105, 107, 110~113, 115, 119, 123, 125, 130, 134, 139, 146, 147, 149, 150, 152, 154, 158, 162~164, 166, 169~171, 175	32.79

特に効率的な施業が可能な森林	11	2, 3, 7, 10～14, 19, 20, 26, 28～32, 34, 36～38, 40, 46～48, 54, 63～65, 72, 75, 76, 79, 80, 82, 83, 85, 88～97, 101, 105, 108, 110, 111, 114～117, 119, 121, 124～126, 128, 129, 132, 134, 137, 139, 141, 142, 145, 148, 149, 151, 157, 158, 168, 178, 180	69.41
	12	2, 3, 8, 11, 13, 14, 17, 18, 20, 21, 23～25, 29, 31, 39, 40, 52, 55～70, 73～76, 132, 141～143, 145～149	60.60
	13	20, 21, 30, 31, 43～46 を除く 全域	62.36
	14	12～19, 21, 23, 24, 27, 28, 30, 31, 33～36, 39～59, 61, 62, 64～66, 70, 74～76	34.76
	15	1, 2, 5, 12～14, 16, 18, 21～24, 26, 28, 29, 31～34, 36, 38～43, 45, 46, 49, 50, 52	75.76
	17	11, 13～18, 20, 22, 23, 25, 29, 35, 38, 41, 42, 46, 52, 60, 61, 63	14.68
	18	4, 6～8, 10, 13, 14, 17, 20, 22～25, 27, 32～35, 44, 63, 65, 66, 72, 74～82, 88, 89, 93, 94, 102, 104	34.51
	19	1, 9, 10, 12～17, 21, 24～27, 29, 30, 33, 34, 36, 37, 42, 43, 45～49, 51～54, 56～63, 66～73, 76～78, 83, 91, 100, 101, 104, 107, 108, 110～116, 118～122, 124, 126～128, 130～142, 144～150, 152～155, 157, 158, 161, 163, 165～171, 175, 177～180, 184～186, 189, 190, 192, 194～196, 204, 205, 226, 227, 232, 238, 241, 243, 244, 246, 247, 250～252, 258, 259, 261, 262, 271, 274, 276～281, 295, 297, 298, 301, 302, 305, 309, 310, 312, 319, 320, 323, 324, 326, 330, 334, 336, 337, 340, 341, 343, 348	121.43

特に効率的な施業が可能な森林	20	1～3, 6, 7, 9～15, 17～19, 21, 32, 35, 47, 49, 50, 59, 61～64, 66～68, 70～72, 74, 76～80, 82～84, 87, 90～94, 103, 104, 107, 112, 122, 129, 133, 141, 143, 149, 153～159, 170, 180, 181	69.90
	21	4, 14	3.00
	22	9, 14, 20	0.48
	24	2, 4, 6, 7, 9, 19, 34, 38, 39, 41, 42, 45～48, 54, 55, 59～61, 65, 68, 79, 81, 83～85, 87, 88, 90, 98, 102～104, 108, 110, 111, 113, 117, 120～126, 129, 133, 139, 144, 146, 151, 153, 156, 158, 160, 163～166	131.69
	25	7, 13, 17, 24, 29, 30, 32, 33, 35, 36, 38～43, 45, 47, 55, 56, 59, 62, 65～68, 70, 72, 77, 79, 82, 83, 85, 87, 101, 107, 110, 112, 120～123	51.58
	26	4, 5, 7, 8, 17, 18, 20, 22, 23, 25～30, 32～35, 37, 42, 46, 48～51, 58, 60, 62, 64～68, 72, 76, 79, 84	49.21
	27	7～9, 11, 12, 14, 15, 17, 18, 23～26, 32, 33, 36, 39, 43～54, 57, 58, 60～63, 65, 66, 70, 71, 73～76, 78, 79, 81, 82, 84, 86～88, 90, 92～94, 97～101, 104, 111, 112, 117, 118, 121, 126～132, 134, 136, 137, 140～142, 145～147, 149, 151～154, 156～172, 174～186, 189, 192, 194, 202, 205, 208, 211, 215, 217, 223～227, 230, 232	104.55
	28	2, 3, 6, 7～11, 14～16, 18, 22, 28, 37～40, 42, 43, 46～48, 52～56, 61, 62, 67～69, 71, 73, 74, 75～77, 79～83, 86, 90, 95, 104	48.68
	29	2, 3, 5～9, 12, 15, 17, 18, 21～26, 30, 35, 37～40, 44, 46～48, 50, 52～54, 62～67, 69～72, 74～77, 80～82, 84, 90, 91, 93, 95, 96, 98, 99, 102, 104～106, 108, 109, 111, 114, 116, 117	42.02

特に効率的な施業が可能な森林	30	4, 5, 10, 11, 24~27, 30~32, 35~38, 40~51, 53~55, 60, 63~67, 71, 73, 75~79, 81~83, 85, 86, 90, 91, 93, 94, 96, 101~103, 105, 106, 119, 124, 125, 127, 128, 131, 137	64.24
	32	8, 19, 25, 27, 29, 31, 37, 39, 41, 46, 48, 50, 52, 59, 60, 62, 64, 69~73, 76, 78, 81~84, 87~89, 92~95	49.60
	33	5, 15~17, 20, 21, 23, 24, 39, 45, 49, 51~58, 62, 64~67, 69~71, 75, 76, 78, 86~88, 90, 91, 97	37.02
	37	1, 13, 14, 18, 19, 24, 39, 42, 49~52, 54, 55, 58, 59, 62~64, 70, 77~79	29.28
	39	11, 14, 15, 17~19, 22, 23, 26~28, 33, 54~56, 58, 59, 81~87, 93, 99	15.44
	40	4, 5, 11~14, 16, 17, 19~21, 26~31, 34, 36, 38~41, 47, 53~58, 60~62, 68, 71~73, 76, 77, 89, 91, 93~96, 104, 109, 114~116, 119, 123, 128, 130~136, 138~140, 145~147, 149, 154, 157, 159, 160, 164, 165, 178, 179, 184	48.31
	41	4, 5, 8~11, 13, 15~17, 21, 22, 24~27, 29, 34, 35, 37~40, 42, 44, 45, 48, 50~52, 56~60, 62, 64~66, 68, 72~74, 78, 80~84, 86, 88, 90~93, 95, 98, 101, 105, 106, 108, 114~116, 118, 121, 122, 124, 128, 132~136, 138~143, 145~151, 153~158, 160, 162~166, 170, 172, 175, 182~184, 189, 190	100.10
	42	5, 6, 8, 10, 17, 21, 23, 25~28, 30, 34~35, 39, 41, 44, 45, 48, 51, 53, 57, 61, 63, 64, 66~68, 74, 75, 77, 82, 84~89, 91~93, 95, 99, 105, 111, 114, 117	34.08

【道有林】

区 分	森林の区分		面 積 (h a)
	林 班	小 班	
水源涵養林	50	全 域	126.22
	51	除地を除く全域	316.99
	52	除地を除く全域	186.67
	53	除地を除く全域	178.40
山地災害防止林	50	2	40.89
	53	除地を除く全域	178.40
生活環境保全林		該当なし	
保健・文化機能 等維持林		該当なし	
木材等生産林		該当なし	
特に効率的 な施業が可 能な森林		該当なし	

2 上乗せのゾーニング

【一般民有林】

区 分		森林の区分		面 積 (h a)
		林 班	小 班	
水資源保全 ゾーン			該当なし	
生物 多様性 保全 ゾーン	水辺林 タイプ		該当なし	
	保護 地域 タイプ		該当なし	

【道有林】

区 分		森林の区分		面 積 (h a)
		林 班	小 班	
水資源保全 ゾーン			該当なし	
生物 多様性 保全 ゾーン	水辺林 タイプ		該当なし	
	保護 地域 タイプ		該当なし	

別表 2 森林施業の方法を特定すべき森林等の区域

【一般民有林】

区 分	施業の方法	森林の区分		
		林 班	小 班	面 積 (h a)
水源の涵養 の機能の維 持増進を図 るための森 林施業を推 進すべき森 林	伐期の延長を推 進すべき森林 主伐林齢： 標準伐期齢＋10 年以上 市町村長が地 形・地質等を勘 案して伐採面積 の規模の縮小を 行うべき森林 (注1)皆伐面積： 10h a 以下	1, 2, 10～ 17, 19～ 23, 25～ 34, 39～ 41, 43	全 域	4239.27
		18	1～11, 13, 14, 16 ～18, 20～29, 32 ～36, 38～47, 49 ～56, 58～69, 72 ～82, 85～98, 101 ～105, 113	132.21
		37	1, 3, 13～30, 38, 39, 41～44, 48～ 81, 83, 85, 87～90	134.68
		42	1, 4～14, 17～31, 33～37, 39～51, 53～58, 60～69, 72, 74, 75, 77, 78, 80～82, 84～95, 97～100, 105～ 108, 110～114, 116, 117	103.33

森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林		該当なし		
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	18	112	0.54
		(択伐によるものを除く)	36	全 域	32.45
			37	2, 4～12, 31～35, 37, 40, 45, 46, 92, 93	79.82
			42	2, 38, 52, 71, 73, 76, 83, 101, 102	1.87
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		

【道有林】

区 分	施業の方法	森林の区分		
		林 班	小 班	面 積 (h a)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林 主伐林齢： 標準伐期齢＋10年以上	50	1, 3, 8, 51, 54, 56～61	81.11
		51	3～5, 7, 15, 16, 51, 54, 55, 58～72	243.17
		52	2, 3, 53, 54, 56～58, 60, 61, 63～70	148.15
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林 (注1)皆伐面積：10h a 以下	該当なし		

森林の有する土地に関する災害の防止機能、全土の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林		該当なし		
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	50	2, 40, 41	45.11
			51	40～42, 44～49, 57	73.82
			52	40, 41, 51, 52, 55, 59	38.52
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	53	除地を除く全域	178.40
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		

別表 3 鳥獣害防止森林区域指定箇所

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区分		面積 (h a)
	林 班	小 班	
エゾシカ	1	全 域	165.40
	2	全 域	108.00
	3	全 域	97.47
	4	全 域	117.44
	5	全 域	93.13
	6	全 域	46.28
	17	全 域	202.24
	18	全 域	132.75
	26	全 域	174.21
	27	全 域	193.94
	28	全 域	102.16
	29	全 域	94.84
	30	全 域	140.96
	31	全 域	122.88
	32	全 域	167.23
	33	全 域	171.32
	34	全 域	71.39
	36	全 域	32.45
	37	全 域	214.50
	39	全 域	73.48
	40	全 域	154.72
	41	全 域	180.10
	42	全 域	105.20
	43	全 域	97.79

【道有林】

対象鳥獣の種類	森林の区分		面積 (h a)
	林 班	小 班	
エゾシカ	50	全 域	126.22
	51	全 域	317.77
	52	全 域	187.34
	53	全 域	184.56